



平成 20 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 大同工業株式会社
代表者名 取締役社長 新家康三
(コード番号 6373 東証・大証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 真田昌則
(TEL. 0761-72-6012)

段差解消機 S R 型の部材の強度不足について

弊社が製造、販売している段差解消機といす式階段昇降機の外部製造委託部品の一部において、弊社の SS400 材指定部位に強度の低い鋼材を区別なく使用していたことが判明し、安全性について調査を進めておりましたが、強度の低い鋼材が実際に使用されていた場合、段差解消機 S R 型（型 01Gfe010072。以下「S R 型」といいます。）45 台において、建築基準法に基づく構造安全性が確保されないおそれのある部位があることが判明致しました。

これらの S R 型 45 台につきましては、SS400 材品への交換を実施させていただきます。

S R 型以外の段差解消機といす式階段昇降機に関し、強度の低い鋼材が使用されたと仮定して弊社で強度計算をしたところ、規定の強度が確保されていることを確認しましたので、従前どおりご使用いただいても問題が生じることはないと考えております。なお、強度計算結果については、国土交通省へ報告するとともに、最終的には、建築基準法の手続きに従い、特定行政庁により確認していただくこととなります。

このような事態に至りましたことを、ご関係の皆様へ深くお詫び申し上げます。

1. 建築基準法に基づく構造安全性が確保されないおそれが判明した機種と使用部位

- ①機種 段差解消機 S R 型（型 01Gfe010072） 45 台
- ②使用部位 かご床

2. 今回の事態に至った経緯

エレベーター業界で、SS400 材指定部位に強度の低い鋼材が使用されていたことが公表され、これを受け国土交通省より調査要請がありました。弊社が製造、販売している段差解消機といす式階段昇降機の使用鋼材について調査を行った結果、部品製造委託企業で SS400 材と SPHC 材を区別なく使用していたことが判明し、国土交通省に調査結果を報告しました。強度の低い鋼材が使用されたと仮定して弊社で強度計算を再度行った結果、S R 型 45 台は建築基準法に基づく構造安全性が確保されないおそれがあることが判明しました。

3. 安全への影響および今後の対応について

① SR型45台については、実際に強度の低い鋼材が使用されていた場合には、建築基準法に基づく構造安全性が確保されませんので、SS400材品への交換を実施いたします。

なお、ご使用のお客様には既にダイレクトメールと電話にて当該製品のご使用の中止をお願いしました。

② SR型以外の段差解消機といす式階段昇降機については、弊社の検証では規定の強度が確保されており、従前どおりご使用いただいても問題が生じることはないと考えております。

なお、SR型を含め、現在までに、強度の低い鋼材使用による事故や異常の問題があったという事実は一切発生しておりません。

③ お客様の安全確保のため、SR型の交換工事に全力を尽くし、会社を挙げて再発防止を講じるとともに、大臣認定品の取扱いも含め関係行政機関等の指導に従い適切に対応してまいります。

4. 当期業績に与える影響

当期業績（平成20年3月期）に与える影響につきましては、今後わかり次第発表いたします。

以 上